

選択肢

A. 飼い主となり、室内で飼う。

- ▶ この方法を選択した場合の利点、欠点

B. 保護して新しい飼い主を探す。

- ▶ この方法を選択した場合の利点、欠点

飼い主に求められること

⇒ その猫が寿命を迎えるまで責任をもって飼養できるか、よく考える。

利点

地区から猫がいなくなるので相談・苦情の根本がなくなる。

- 相談・苦情の根本

例) ふん尿による悪臭等の被害

畑を荒らされる。

車に乗っかり、ひっかき傷をつくる。など



猫にとっても、安心した生活を確保できる。

欠点

誰かの飼い猫である場合もあるので、その確認をしっかりと行わないと財産の侵害となる。

その地区に猫が生息した原因を把握しないことによる弊害がある。

- 猫が苦情の原因となったのであれば、その原因を把握すること。
- 同じようなことが再び起こらないよう対策を因ること。

例) 地域でルールを決める。

保護できない個体がいると解決できない。

一時期に全て保護できないと、また元の状態に戻るおそれがある。